

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全 体	56.04	8人	238,200円	258,256円	-	-	-	-
うち調理員	55.08	3人	238,200円	257,256円	調理員	41.0	281,400円	0.91
うち用務員	56.08	5人	238,200円	258,856円	用務員	53.9	227,200円	1.14

- 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成16年～18年の3か年の平均）
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ

平均給与等のデータについては、個人が特定されるので公表しません。

調理員

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	2人	0人	3人

用務員

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	4人	0人	5人

(3) その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準)

ア 給料表

行政職給料表(二)を適応します。

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当

ウ 昇給基準

毎月4月1日を基準日とし、職員の勤務成績に応じ4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

2. 基本的な考え方

基本的には、退職不補充とし必要な業務については、民間委託や嘱託員の採用などで対応していきます。

3. 具体的な取組内容

平成18年4月に国家公務員に準じた給与構造の見直しを実施したところですが、地域手当については、当該制度の完成時である22年4月までに国の基準に適合する内容に段階的に引き下げていきます。

4. その他

退職者不補充とし、業務については廃止を基本に民間委託か嘱託職員の採用等で対応策を検討していきます。